

監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

2022年6月16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 <u>最終改正</u> 2022年6月16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第52号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《II 要求事項》 (省略)</p> <p>《III 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省略)</p> <p>《(5) 監査期間中に直面した困難な状況》(第14項(2)参照) (省略)</p> <p>《財務報告プロセスに関連するその他の重要な事項》(第14項(6)参照)</p> <p>A24. 監査の過程で発見され、財務報告プロセスを監視する監査役等に直接関連するその他の</p>	<p>監査基準委員会報告書 260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 <u>最終改正</u> 2021年8月19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第52号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《II 要求事項》 (省略)</p> <p>《III 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省略)</p> <p>《(5) 監査期間中に直面した困難な状況》(第14項(2)参照) (省略)</p> <p>《財務報告プロセスに関連するその他の重要な事項》(第14項(6)参照)</p> <p>A24. 監査の過程で発見され、財務報告プロセスを監視する監査役等に直接関連するその他の</p>

新	旧
<p>重要な事項には、例えば以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書 300「監査計画」に従って行った監査期間中における監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の見直し及び修正（監基報 300 の A15 項参照） 修正されたその他の記載内容の重要な誤り 審査担当者と協議又は検討したその他の重要な事項 	<p>重要な事項には、例えば以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書 300「監査計画」に従って行った監査期間中における監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の見直し及び修正（監基報 300 の A15 項参照） 修正されたその他の記載内容の重要な誤り 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」に従って審査担当者と協議又は検討したその他の重要な事項（監基報 220 第 18 項から第 20 項、及び第 21 項参照）
（省 略）	（省 略）
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
（省 略）	（省 略）
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022 年 6 月 16 日）は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。<u>なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日）及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）と同時に適用する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022 年 6 月 16 日）は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。<u>なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日）及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）と同時に適用する。</u>
<p>《付録 1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項の一覧》（第 3 項参照）</p>	<p>《付録 1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項の一覧》（第 3 項参照）</p>
<p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書を記載している。</p>	<p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書を記載している。</p>
<p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p>	<p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 34 項(5) 監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」第 20 項、第 37 項、第 F39-2 項から第 41 項 監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 14 項、第 19 項、第 22 項から第 24 項 監査基準委員会報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項 監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項、第 12 項 監査基準委員会報告書 505「確認」第 8 項 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 29 項 監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」第 20 項、第 37 項、第 F39-2 項から第 41 項 監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 14 項、第 19 項、第 22 項から第 24 項 監査基準委員会報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項 監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項、第 12 項 監査基準委員会報告書 505「確認」第 8 項

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書 510「初年度監査の期首残高」第 6 項 ・ 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」第 37 項 ・ 監査基準委員会報告書 550「関連当事者」第 26 項 ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」第 6 項、第 9 項、第 12 項、第 13 項、第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 570「継続企業」第 24 項 ・ 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」第 48 項 ・ 監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」第 14 項、第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第 11 項、第 13 項、第 22 項、第 29 項 ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第 11 項 ・ 監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第 17 項 ・ 監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第 16 項から第 18 項 ・ 監査基準委員会報告書 910「中間監査」第 30 項、第 32 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書 510「初年度監査の期首残高」第 6 項 ・ 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」第 37 項 ・ 監査基準委員会報告書 550「関連当事者」第 26 項 ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」第 6 項、第 9 項、第 12 項、第 13 項、第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 570「継続企業」第 24 項 ・ 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」第 48 項 ・ 監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」第 14 項、第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第 16 項 ・ 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第 11 項、第 13 項、第 22 項、第 29 項 ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第 11 項 ・ 監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第 17 項 ・ 監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第 16 項から第 18 項 ・ 監査基準委員会報告書 910「中間監査」第 30 項、第 32 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上